
登録規則細則

細
則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 達 第 37 号
2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 6 月 15 日 達 第 37 号
登録規則細則の一部を改正する達

「登録規則細則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級登録

2.1 船級の登録

2.1.3 船級符号への付記

-3.を次のように改める。

-3. 規則 2.1.3-2.の付記は、船主からの申し込みに基づき、本会が別途発行するガイドラインに従って、それぞれ次の(1)から(5)について行う。

- (1) 「環境ガイドライン」に従って、環境対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Environmental Awareness*」（略号：EA）
- (2) 「バラスト水処理装置設置に関するガイドライン」に従って、バラスト水処理対策として特別な措置が講じられている船舶：「*Ballast Water Treatment System*」（略号：BWTS）
- (3) 「船舶に搭載される有害物質一覧表に関するガイドライン」に従って、船舶のリサイクルのための有害物質一覧表が備え付けられている船舶：「*Inventory of Hazardous Materials*」（略号：IHM）
- (4) 居住区域等に対する騒音・振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Noise and Vibration Comfort*」（略号：NVC）
- (5) 機関室の機器に対する振動対策として「騒音・振動ガイドライン」の要件を満足する船舶：「*Mechanical Vibration Awareness*」（略号：MVA）
- (6) 港湾での大気汚染対策として「高圧陸電設備ガイドライン」に従って、高圧陸電の受電設備が設置されている船舶：「*High Voltage Shore supply System*」（略号：HVSS）

附 則

1. この達は、2012 年 6 月 15 日から施行する。